

北秋田市宿泊施設誘致支援業務
応募型プロポーザル審査要領

北秋田市産業部産業政策課

北秋田市宿泊施設誘致支援業務応募型プロポーザル審査要領

1. 目的・趣旨

北秋田市宿泊施設誘致支援業務応募型プロポーザルの実施にあたり、その審査の具体的な取扱いについて定めるものである。

2. 審査方法

- (1) 北秋田市宿泊施設誘致支援業務応募型プロポーザル審査委員（以下「審査委員」という。）が評価を行う。
- (2) 審査委員はプレゼンテーションの内容について評価項目毎に点数により採点を行い、各審査委員の採点の集計結果として得点の上位の者を契約候補者として選定する。なお、合計点数が同点になった場合には、審査委員の協議により 1 者を選定する。
- (3) 応募者 1 者の場合もプレゼンテーションを実施し、審査員の合計点数が 6 割以上を選考の基準とする。
- (4) プレゼンテーションの時間は 30 分以内（内訳：準備 5 分以内、説明 15 分以内、質疑応答 10 分以内）とする。
- (5) 審査結果については市のホームページで公表する。

3. 採点・選定

審査委員は提出された各企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、別添 1「北秋田市宿泊施設誘致支援業務 契約候補者選定に係る評価基準」に掲げる評価項目及び評価の基準に従い評価を行う。

【評価区分】

評価点	評価基準
5 点	記載・説明された内容が特に良い
4 点	記載・説明された内容が良い
3 点	記載・説明された内容が普通である
2 点	記載・説明された内容がやや劣る
1 点	記載・説明された内容が劣る

別添 1

北秋田市宿泊施設誘致支援業務
契約候補者選定に係る評価基準

評価項目	評価の基準		配点	評価の 換算点 (加重 倍率)
① 企画提案の内容	企画目的・方針の妥当性	・本業務の目的及び仕様書を十分理解し、北秋田市の現状や課題を踏まえた提案となっているか。	5	1.5
	市場調査・分析手法	・宿泊事業者やデベロッパー等へのヒアリング対象、調査方法、調査項目等が具体的で実効性の高い内容となっているか。	5	3.0
	誘致戦略の構築能力	・宿泊施設誘致戦略及びターゲット設定が具体的に示されているか。	5	3.0
	交渉支援能力	・宿泊事業者等との協議・調整・誘致活動に関する支援内容が具体的かつ実現性の高いものとなっているか。	5	3.0
	独自提案	・仕様書に示す内容以外に、本市にとって有益な独自提案が示されているか。	5	2.0
② 実績及び業務実施体制	実施主体の適格性	・宿泊施設誘致支援、ホテル開発支援、市場調査等の類似業務実績を有しているか。	5	-
		・業務工程及びスケジュールが具体的かつ実現可能な内容となっているか。	5	2.0
		・業務責任者及び担当者の専門性、経験、人員体制が十分であるか。	5	3.0
③ プレゼンテーション能力	明確な説明・回答	・提案内容を明確に説明しているか。また選定委員の質問に対して明確に回答しているか。	5	1.5
合計			100	

※評価の換算点（加重倍率）に記載のある項目は、5段階評価の点数にその加重倍率を乗じて評価点（100点満点）とする。